

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 商標局年報 2008 の公表について

昨年は公表されなかった商標局年報 2008 年がこの度作成され、公表されています。なお、各個内の数字は、商標局年報 2006 の数字です。これを見ると、異議申立件数が急増していることが分かります。

出願件数 698,119 件 (766,319 件)

異議申立 25,240 件 (16,879 件)

取消申請 7,860 件 (7,806 件)

2. 2009 年中国知的財産権保護行動計画について

2009 年中国知的財産権保護行動計画を下記 URL に掲載しました。この中の幾つかをピックアップして記載いたします。

http://www.jetro-pkip.org/html/zt_6_page_1.html

一、立法計画

(三) その他知的財産に関する法律、法規、規則の起草、制定、改訂

5. 「生物遺伝資源管理条例」の制定を検討する。

6. 「中国生物多様性保護戦略と行動計画」を制定し、遺伝資源及び関連する伝統的知識の保護を強化する。

(解説) 第三次専利法改正においても、遺伝資源保護のための条文が追加されました。遺伝資源保護は、中国の重要な戦略であることがわかります。

二、法執行計画

(二) 日常的法執行の強化

12. 知的財産濫用の研究を強化し、知的財産の濫用行為に対し、外国政府の関連部門との意思疎通と交渉を強化する。

(解説) 知的財産権の濫用行為禁止については、中国においても注目を集めています。中国政府がどのような考え方を持っているのか注意していく必要があります。

四、体制構築計画

11. 比較的深刻な権利侵害や危害を受けた企業や重点業界協会との関係を強化し、企業と業界協会の機能を発揮し、法執行による劣悪商品や偽ブランド品の取り締まりにおける的確性と有効性を高める。

六、育成教育計画

2. 知的財産の権利者と連携し、税関第一線の法執行要員の育成訓練活動を展開し、税関職員の権利を侵害する貨物の摘発能力を向上させる。

(解説) 中国政府においても、企業や業界団体と連携し、模倣品対策を講じようとする点が見取れます。

七、国際交流・協力計画

(一) 国際交流・協力機構の設立

4. 中国とアメリカ、中国と欧州、中国とスイス、中国とロシア間の対話構造、専門的知的財産業務グループ及び日本の知的財産官民合同訪中団などのルートで、知的財産の交流と協力を強化する。

(解説) 2008 年度で第 6 回目を迎えた、知的財産保護官民合同訪中代表団の活動が明記され、その有効性が認められました。

九、権利者のために提供するサービス計画

(一) 知的財産の公共サービス水準の向上

5. 商標審査業務構造を完全なものにし、業務工程を最適化し、商標審査効率と質を高め、2009 年の商標登録申請件数 130 万件達成を保証し、商標審サイクルを 30 カ月から 19 カ月に短縮する。

6. 商標の悪意登録、悪意ある異議申立、悪意ある譲渡などの商標登録業務に影響を与える行為、当事者の商標権利と利益を損なう行為を引き続き阻止し、良好な商標登録秩序の維持に努める。

(解説) 商標審査の迅速化に関する目標が明記されており、商標の悪意登録等に関する強い姿勢を打ち出しています。

3. 報告書の掲載について

2008 年度に作成した報告書を順次下記 URL に掲載していますので、ぜひ、ご参照ください。

http://www.jetro-pkip.org/html/bgs_6_page_1.html

【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 深セン市 ネット上の知的財産権の保護で立法検討 (国家知識産権網 2009 年 5 月 6 日)

○中央政府の動き

1. 「2009 年知的財産権保護行動計画」が発布、実施 (国家知識産権網 2009 年 4 月 29 日)

2. 最高裁 知的財産権案件の年度報告書を発表 (国家知識産権網 2009 年 4 月 23 日)

3. 「重大新薬開発」支援プロジェクト始動 中国史上最大規模 (中国新聞網 2009 年 5 月 5 日)

4. ハイテク企業認定の新政策で知的財産権の取引が活発化 (国家知識産権網 2009 年 5 月 15 日)

5. 国务院 知的財産権の保護強化でバイオ産業の発展を促進 (国家知識産権網 2009 年 5 月 14 日)

6. 中国政府 科技プロジェクト推進 今年 328 億元 (中国政府網 2009 年 5 月 13 日)

7. 巨額ライセンス料の分配が不透明?管理体制に疑問の声 (中国新聞網 2009 年 5 月 11 日)

日)

○地方政府の動き

1. 深セン市検察院、刑法による知財権保護の研究に取組み（深セン新聞網 2009年4月29日）
2. 広州交易会、知的財産権の保護を強化、輸入エリアで告発ゼロ（新華網 2009年5月10日）
3. 浙江省義烏市 「知的財産権保護状況白書」発表（浙江在線 2009年5月6日）
4. 北京銀行 中小企業向けの知財権融資に50億円の貸付枠を（千龍網 2009年5月7日）
5. 杭州市とマイクロソフト社、革新の推進と知的財産権の保護で提携（中国企業報 2009年5月20日）
6. 上海市検察院 知的財産権シンクタンクを設立（檢察日報 2009年5月20日）

○司法関連の動き

1. 最高裁、知的財産権の審判業務の改善で新施策（中国新聞網 2009年4月29日）
2. 天津、知的財産権案件の陪審員を無作為抽出で指定（人民網 2009年4月23日）
3. 浙江省 知的財産権を巡る民事訴訟の調停について意見発表（国家知識産権網 2009年5月10日）
4. アモイの裁判所、専門家証人制度を導入（新華網 2009年5月8日）
5. サイトにも「山寨版」登場、SNSサイトの「開心網」がまったく同名の偽サイトを提訴（人民網 2009年5月21日）
6. 上海のデザイン会社が吉野家を提訴、地図盗作で（新京報 2009年5月22日）

○統計関連

1. 商標局、2008年に審査件数が85.27%増、史上最高の75万件に（法制日報 2009年4月28日）
2. 植物新品種の申請が6348件、登録が2312件（新華社 2009年4月24日）
3. 馳名商標の行政認定が計1624件、日本企業数社を新規認定（国家工商総局商標局サイト 4月26日）
4. 中国のソフトウェア海賊版率、前年より2ポイント減（中華工商時報 2009年5月15日）
5. 第1四半期、外資系企業の不正競争取り締まり件数が大幅増（新華網 2009年05月18日）

○その他知財関連

1. 長安汽車、フルハイブリッド技術開発に成功（新華網 2009年04月19日）
2. 百度、正規版音楽のダウンロードサービスを検討（騰訊網 2009年5月7日）
3. 大学生の知的財産権保護弁論大会が閉幕、政法大が優勝（北京日報 2009年5月6日）
4. 国内初の国レベルの著作権取引システムが本格稼働開始（中国新聞出版報 2009年5月13日）
5. エプソン 知的財産権の啓蒙活動で北京の大学と提携（法制晩報 2009年5月12日）
6. 米国の「著作権侵害要注意リスト」に中国人専門家が反論（中国日報 2009年5月22日）

7. 第 12 回「国際科学技術産業博覧会」が北京で開催（国家知識産権網 2009 年 5 月 21 日）
8. クラフトフーズ、アジア最大の研究開発センター、蘇州に立地（新華網 2009 年 5 月 21 日）

=====

●ニュース本文

○法律・法規等

★★★1. 深セン市 ネット上の知的財産権の保護で立法検討★★★

深セン市がインターネット上の知的財産権への保護を一層強化し、権利者の権益を維持するために、地方法規の立法作業を進めている。同市の法制弁公室が 5 月 5 日に会議を開き、関連法案「ネット上のソフトウエアの知的財産権を保護するための若干規定」の審議を行なった。

インターネット上の知的財産権問題を巡り、国は関連の法律をすでに制定、実施している。しかし、ネット上のソフトウエア産業の急速な発展に伴い、プロダクトキーの盗用・不法販売や個人情報盗竊ウィルスの散布など新たな侵害行為が後を絶たなく、ソフトウエアの開発・生産・販売のあらゆる分野に及ぶ知的財産権の保護には現在の法律に限界があるのも現状で、深セン市が現地の状況に対応できる施策を打ち出す必要があるとして、「若干規定」の立法を決めた。

法案ではトロイの木馬ウィルスなどネットの秩序に深刻な危害を与えている悪意ソフトについて、プロダクトキーの窃盗、生成、回避などに利用できるソフトウエアの散布禁止や関連の罰則が定められている。また、私設サーバーなど他人の著作権を侵害する不法行為についても明確に禁止している。（国家知識産権網 2009 年 5 月 6 日）

○中央政府の動き

★★★1. 「2009 年知的財産権保護行動計画」が発布、実施★★★

中国の「2009 年知的財産権保護行動計画」がこのほど発布し実施された。今年に知的財産権保護の各分野で中国政府の実施する重要な措置を全面的に紹介するもので、国家知的財産権戦略実施作業関係省庁連絡会議のメンバーが共同で作成した。

「行動計画」には立法、法執行、司法など 9 分野の 170 項の措置が含まれている。立法面では商標、著作権、専利（特許・実用新案・意匠）、税関の知的財産権保護などの関連法律・法規 23 件を制定、改正し、司法解釈 3 件を起草する。法執行面では、権利侵害、模倣行為の摘発など九つの特別取締り活動を展開するほか、通常執行活動を強化するための 12 の措置を実施する。司法面では、注目されている実務上の課題の解決に向け 7 項目の措置を講じ、司法保護をいっそう強化する。

中国政府は 2006 年から「知的財産権保護行動計画」を毎年発表している。中国の知的財産権保護の促進とその実績の PR で重要な役割を果たしたもので、国内外に広く注目されていた。（国家知識産権網 2009 年 4 月 29 日）

★★★2. 最高裁 知的財産権案件の年度報告書を発表★★★

最高人民法院（最高裁）は 4 月 22 日に 2008 年に審理した知的財産権案件を総括した年度報告書を発表した。「最高人民法院知的財産権案件年度報告書（2008）」と題したもので、去年に結審された 184 件の案件から 23 件の代表的な案件を選出してその判決理由の摘要

をまとめた。このような年度報告書の発表は今回が初めて。最高裁は代表的な裁判意見の公開により、裁量権行使の規範化や法律適用基準統一の促進、司法裁判基準の一本化に努めたいとしている。

報告書は序言、知的財産権民事案件 16 件、知的財産権行政案件 7 件といった三部分からなる。入選案件は特許、著作権、商標、不正競争、技術契約、権利の登録・確認など知的財産権の各分野における代表的なもので、実体判断基準に関するものもあれば管轄など手続きに関するものもある。(国家知識産権網 2009 年 4 月 23 日)

★★★4. ハイテク企業認定の新政策で知的財産権の取引が活発化★★★

科学技術の発展を促すため、中国ではハイテク企業に対して、税率を 15% に引き下げて企業所得税を徴収する優遇政策が設けられている。2008 年 4 月に施行された「ハイテク企業認定管理方法」では、ハイテク企業に認定されるには自主的知的財産権の所有が必要不可欠な要件となっている。一方、特許審査期間が長くて待ちきれず、一日も早くハイテク企業として優遇政策の適用対象になれるように特許を直接購入する企業が増えて

いる。統計によると、2008 年に全国では知的財産権の取引が活発化しており、成約の件数が数倍も増加した。新しい「認定管理方法」により、企業が自主的知的財産権をますます重視するようになっており、業界の有識者が新政策を評価している。(国家知識産権網 2009 年 5 月 15 日)

★★★5. 国務院 知的財産権の保護強化でバイオ産業の発展を促進★★★

中国政府は、知的財産権の保護を強化し、バイオ製品の市場規制政策の整備と市場競争の規範化を図ることで、バイオ産業の発展に良好な市場環境を整えていく方針を固めた。国務院の温家宝総理が 13 日に招集した国務院常務会議でわかった。会議では「バイオ産業の発展加速を促すための若干政策」が審議され、原則的に採択された。

温総理は会議で知的財産権保護の強化と市場環境の整備について指摘したほか、国のバイオ産業基地の形成を目指して、開発力が高く国際競争力を持つリーダー企業の育成に取り組むとともに、中小企業の発展を同時に奨励・支援しなくてはならないと強調。また、温総理は自主革新の促進について、企業の主導的な役割を重視すると同時に大学などの研究機関にも目を向け、研究成果の創出と産業化を促す必要があるとの考えを示した。(国家知識産権網 2009 年 5 月 14 日)

○司法関連の動き

★★★3. 浙江省 知的財産権を巡る民事訴訟の調停について意見発表★★★

浙江省高級人民法院はこのほど、「知的財産権を巡る民事訴訟にかかわる調停業務の強化に関する指導意見」を作成し発表した。

「指導意見」では所轄の各裁判所に対し、「調停優先」、「調停・判決の結合」の方針に基づいて訴訟の各段階で調停の運用を徹底することが要求された。特に知的財産権訴訟の特徴にかんがみ、文書の送達や訴訟前の臨時措置、財産保全、証拠保全それに証拠交換、対質尋問、法廷審理及びその後の各段階における調停の実施が強調され、各界に注目されており、重大な影響をもたらす訴訟においても調停業務を強化しなければならないとされている。また、調停を通じて権利共有やクロスライセンス、許諾使用、譲渡などの形で知的財産権の活用、技術革新と実用化を促進することも求められた。

浙江省では 2008 年に 1,149 件の訴訟が和解で終了し、調停による訴訟撤回率が

69. 7%に達し、経済・社会の調和取れた発展に寄与している。一方、判決による知的財産権の保護も強化されている。民事訴訟で全面賠償原則を徹底した結果、去年に結審された案件の平均賠償額は18.36万元に達し、証拠保全措置が採られた訴訟は前年より32.8%増の360件、財産保全措置が採られた訴訟は同107.8%増の214件となっている。同省の裁判所は知的財産権を巡る訴訟の審理において厳格な法執行で合法的権益を維持し、「知的財産権の司法保護がもっとも公正な省」を目指し、「法治浙江」という良好な投資環境の醸成と維持に尽力している。(国家知識産権網 2009年5月10日)

○その他知財関連

★★★7. 第12回「国際科学技術産業博覧会」が北京で開幕★★★

5月19日、「科学技術の革新による発展」をテーマとした「第11回中国北京国際科学技術産業博覧会」が開幕した。中共中央政治局委員、国務委員の劉延東氏は開幕式に出席し、「科学技術の革新による発展」をテーマとする基調講演を行った。

6日間にわたるこの博覧会には、30の国と地域の代表が参加しており、ノキア、ゼネラル・エレクトリック(GE)など、多くの多国籍企業が出展していた。省エネ・汚染排出削減や電子情報、現代的通信、バイオエンジニアリング・医薬、環境保護、新素材・新エネルギー、リサイクル資源の利用、現代的農業、現代的エンジニアリング・先進的製造技術といった分野の新技术、また中国が知的所有権を持つ科学技術の一部も披露される予定。

6万平方メートルの会場は5つのエリアに分けられ、家電と通信技術、自動車技術、循環経済と省エネ技術、ニューメディアと広告設備、現代農業と農村の科学技術からなる。また、科学技術産業パークの成果展示や、青年や学生の科学技術作品展など、多くの総合展示会も行われている。

今回の博覧会は科学技術部、商務部、教育部、工業情報部、中国国際貿易促進委員会、国家知識産権局及び北京市人民政府の共同主催により開催され、1998年の発足からすでに11回開催されていた。国内外の最新科学技術をアピールする重要な展示会となっている。(国家知識産権網 2009年5月21日)

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行人 : JETRO 北京センター知的財産権部 部長 谷山 稔男

※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、著作権者である国家知識産権局(SIPO)より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信 <https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

変更・停止 <http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

=====
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved